

久喜市通勤通学者特急券購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への移住及び定住を促進し人口の流出を抑制するため、東武鉄道株式会社の運行する東武伊勢崎線又は東武日光線の特別急行列車（以下「特急列車」という。）を通勤又は通学のために利用する者に対し、予算の範囲内において、特別急行券の購入に要する費用の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「通勤」とは、就業のために勤務先と住居との間を往復することをいう。

2 この告示において「通学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校と住居との間を往復することをいう。

3 この告示において「特急券」とは、久喜駅又は南栗橋駅を発着する特急列車の利用に際し、東武鉄道株式会社が発行する特別急行券をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

(1) 令和4年9月1日以降に本市に転入している者であること。

(2) 第7条第1項の規定による補助金の交付申請及び第10条第1項の規定による実績報告をする時点において、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(3) 市内の住宅を購入した者（以下「住宅購入者」という。）又は当該住宅購入者と同一の世帯を構成する者であること。

(4) 補助対象者及び同一の世帯を構成する者が、市税、保険料、徴収金等を滞納していない者であること。

(5) 補助対象者及び同一の世帯を構成する者が、久喜市暴力団排除条例（平成25年久喜市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

（補助対象の経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、通勤又は通学のために利用する特急券の購入費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1月につき特急券の購入費に2分の1を乗じて得た額とし、月額10,000円を上限とする。

2 前項の場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付等）

第6条 補助金は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1会計年度につき1回交付する。

2 前項の交付回数の上限は、補助対象者1人につき合計3回までとする。

（交付申請書の様式等）

第7条 規則第6条第1項の申請書の様式は、通勤通学者特急券購入費補助金交付申請書（様式第1号）のとおりとする。

2 規則第6条第2項第3号に規定する市長が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

(1) 住民票の写し（補助対象者が住宅購入者でない場合は、補助対象者及び住宅購入者が記載された住民票の写しとする。）

(2) 就労状況証明書（様式第2号。通勤する者に限る。）

(3) 在学を証する書類の写し（通学する者に限る。）

(4) 住宅を購入したことが確認できる書類の写し

(交付決定通知書の様式等)

第8条 規則第9条第1項の通知書の様式は、通勤通学者特急券購入費補助金交付決定通知書(様式第3号)のとおりとする。

2 規則第9条第2項の規定による通知は、通勤通学者特急券購入費補助金不交付決定通知書(様式第4号)によるものとする。

(変更等承認申請書の様式等)

第9条 規則第11条第1項の申請書の様式は、通勤通学者特急券購入費補助金交付変更等承認申請書(様式第5号)のとおりとする。

2 規則第11条第3項の規定により、補助金の交付決定を変更したときは、通勤通学者特急券購入費補助金交付決定変更通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、通勤通学者特急券購入費補助金実績報告書(様式第7号)のとおりとする。

2 前項の報告書には、次の各号のいずれかの写しを添付するものとする。

(1) 特急券

(2) 特急券の領収書

(3) 前2号に掲げるものにより確認できない場合は、特急券の購入日及び購入額が確認できるもの

3 第1項に規定する実績報告書の提出期限は、当該補助金の交付対象となる会計年度の終了(年度途中の廃止を含む。)後15日以内とする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による通知は、通勤通学者特急券購入費補助金額確定通知書(様式第8号)によるものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助対象者は、前条に規定する通知を受けたときは、通勤通学者特急券購入費補助金請求書（様式第9号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 規則第17条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、通勤通学者特急券購入費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

2 規則第17条第1項の規定により補助金等の交付決定を取り消した場合であっても、第6条第2項に規定する補助金の交付回数として算定する。

3 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、申請者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

（補助金の返還命令）

第14条 規則第18条第1項の規定による補助金の返還命令は、通勤通学者特急券購入費補助金返還命令書（様式第11号）によるものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和16年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定した補助金については、この告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。